

規約ニ基キテ本部幹任ノ申出ヲ為セタルカ同日ニ十八日
閣議ノ東京執行委員會ニ於テ四十万円細目協定決定迄其
ノマ、留保スルコトニ決定以テ現在ニ至レルモノナルカ
右細目協定ノ問題モ去ル四月末ヲ以テ一展解決シ且ソ五
月七日閣議ノ中央委員會ニ於テ本部員引責趣辭職ノ折柄
其ノマ、推移セハ規約ニ基キテ本部員タルノ資格ナク
又再選不能ノ状態ニ在リタルカ去ル五月十六日閣議ノ軌
道評議委員會ニ於テ秋葉副支部長辭任セルタメ實ノ後任
トシテ軌道副支部長ニ當選
依ツテ茲ニ非乘務部常任トナリ更ニ本部員タルノ資格ヲ
得タルモノナリ

諸情勢ヨリシテ道ケニ出来ナイ事情ニ在ルヲ別個ニ為
ス不足テアワテ組織ノ名稱ハ名古屋市電從業員俱樂部ト
ナフコトデアル

(4) 議 事

(1) 京都及名古屋市電線業者救援ノ件

可能ノ限りシテ救援スルコトニ決定 方法ハ新本部ニ任

(2) 本部員改選ニ関スル件

中野善三郎

東京本部員ハ慣例上電車部非乘務部自動車部ノ常任其ノ
マ、ヲ本部員トスルコトニナフテ居ルカ今回モ亦其ノ方
法ニ依ツテ支障ナクヤ
ト諮リタルニ立場一致シテ承認依ツテ各部ニ於テ改選セ
ラレタル常任ノ氏名ヲ報告スル様中野議長ヨリ要求アリ
其ノ結果ハ各部常任ニ異動ナク為ル前本部員ノ再選トナ